

## 積雪等による孤立への対応に係る留意事項について

平成26年12月24日  
生活環境部 防災対策室

### 1 背景

本県では、降雪期における生活等に影響を及ぼす積雪はこれまで山間部を除き殆どない。しかし、数十年に一度、積雪やそれに伴う倒木による道路の寸断や停電、農林業の被害などが発生している。今年（平成26年）2月の南岸低気圧の影響による30年ぶりの大雪は、農林業に甚大な被害をもたらし、佐伯市や臼杵市などにおいて積雪による集落の孤立状態を発生させた。

また、今月初旬の強い寒気の流れ込みに伴う大雪により、徳島県では多数の地区が孤立し、広範囲の停電、携帯電話の通信障害が発生する中、安否確認ができなかった一人暮らしの高齢者が亡くなった（雪害との関連を確認中）。

豪雪地帯でない本県の積雪に対する備えは決して十分とは言えない。近年の気象状況を鑑みれば、今後本県においても、そうした事態が再び発生することは想像に難くないことから、迅速な初動対応等により被害を軽減できるよう、本年2月の積雪時の対応等も踏まえて「積雪等による孤立への対応に係る留意事項」を整理したところである。

### 2 留意事項

#### (1) 事前防災に関すること

##### ①孤立の可能性のある集落の安否確認体制の確保

積雪や倒木により、交通や通信の途絶が予想される地区について、自治会代表者等との連絡手段を複数確保する。そのうえで、自治会等の協力も得ながら、地区住民の安否を迅速に確認できる体制を整える。

なお、安否確認にあたっては、要配慮者のうち、特に高齢者や障がい者を有する方を優先して行うなど配慮する。

##### ②医療、福祉サービス利用者等の状況把握

透析患者等継続的な医療利用者や配食等の福祉サービス利用者などの健康状態等について、関係機関の協力を得て確認できる体制を整える。

##### ③住民への事前の備えの呼びかけ

山間部の孤立の可能性のある地区の住民に対し、事前の備えとして次の取組を呼びかける。

- 一週間程度の生活に必要な食糧（飲料水を含む）等を備蓄すること
- ストーブ等に使用する燃料（灯油等）を一定量確保すること
- こたつ・ストーブ等の電源を確保する発電機等を可能な範囲で準備すること
- 特に、携帯電話の電源として電池式充電器等を確保すること
- 体調維持に欠かせない常用薬について一週間分程度を確保すること
- 懐中電灯、ラジオ等の非常備蓄品を準備すること

## (2) 応急対策に関すること

### ①災害対応要員の確保

大雪等の警報が見込まれる場合、交通機関の停止等を想定し、早目に災害対策の初動体制を整えるなど、前倒しで要員を確保する。

### ②孤立地区の支援

#### ア 被災者の救助等

孤立地区からの救助や物資等の支援要請に迅速に応えられるよう、自衛隊等に協力依頼を行い、支援準備体制をあらかじめ構築する。

暖房等の燃料や生活必需物資について、災害時協定締結事業者に物資の確保をあらかじめ要請（支援物資班）する。

#### イ 道路の啓開（除雪）等

積雪等に伴う道路状況について、県土木建築部道路保全課への情報の集約に努め、孤立地区の状況等を踏まえた除雪作業を県、市町村及び国土交通省が連携して実施する。

車両放置による啓開作業の支障を防ぐため、降雪等による道路通行への影響映像を提供するとともに、積雪見込みに応じた事前通行規制を実施する。

#### ウ 停電の解消

倒木等による停電の早期解消を図るため、必要に応じて関係機関による対策会議を設置し、断線箇所の特特定、倒木等処理、復旧作業に連携して取り組む。

## 3 最後に

今回整理した「積雪等による孤立への対応に係る留意事項」は、本県は言うまでもなく他県で発生する同様の状況への対応を参考にしながら、引き続き内容の充実を図っていくものとする。